

岡山県公報		発行 岡山県					
目次		担当課（室）		目次			
○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 【告示】 ○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧 〃 ○ 第四十八期岡山県労働委員会補欠労働者委員候補者の推薦手続 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 〃 ○ 〃 ○ 〃 ○ 〃 ○ 〃 ○ 落札者等の決定 ○ 一般競争入札の実施 ○ 落札者等の決定 【人事委員会】 ○ 岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定め		道路整備課 〃 経営支援課 〃 労働雇用政策課 建築指導課 〃 〃 〃 〃 〃 教育委員会 警察本部会計課 〃 人事委員会		る規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【選挙管理委員会】 ○ 政治団体の名称等の公表 ○ 政治団体の代表者等の異動 ○ 政治団体の解散 ○ 資金管理団体の指定取消し 【公安委員会】 ○ 暴力追放運動推進センターの代表者の変更 【海区漁業調整委員会】 ○ 第五百三十一回岡山海区漁業調整委員会の開催 【正誤】 ○ 保安林の指定の解除の正誤		担当課（室） 選挙管理委員会 〃 〃 〃 組織犯罪対策第二課 海区漁業調整委員会 治山課	

令和3年6月25日 岡山県公報 第12305号

◎岡山県告示第三百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 安井津山線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
津山市中原字名坂一九二五番一地先から 津山市中原字瓶割二二二〇番三地先まで	新	八・五〃 四三・一	八二八・二
津山市中原字名坂一九二五番一地先から 津山市中原字瓶割二二二〇番三地先まで	旧	四・二〃 二七・九	八二八・二

令和3年6月25日 岡山県公報 第12305号

◎岡山県告示第三百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十五日

岡山県知事 伊原 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	安井津山線	津山市中原字名坂一九二五番一地从 津山市中原字瓶割二二二〇番三地从先 まで	令和三年六月二十五日

令和3年6月25日 岡山県公報 第12305号

〔二四九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年六月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグひまわり二宮店

所在地 津山市二宮字中原北一九二二番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 大和リース株式会社

住所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号

代表者の氏名 代表取締役 北 哲弥

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前） 名称 スーパードラッグひまわり二宮店・二萬圓堂津山店

（変更後） 名称 スーパードラッグひまわり二宮店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 大和リース株式会社

住所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号

代表者の氏名 代表取締役 森田 俊作

（変更後） 名称 大和リース株式会社

住所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号

代表者の氏名 代表取締役 北 哲弥

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

ア 名称 株式会社ププレひまわり

令和3年6月25日 岡山県公報 第12305号

住所 広島県福山市西新涯町二丁目一〇番一一号
代表者の氏名 代表取締役 梶原 秀樹
イ 名称 株式会社岡山アール

住所 岡山市大元一丁目一二番二四号
代表者の氏名 代表取締役 福王 進
(変更後)

ア 名称 株式会社プレひまわり
住所 広島県福山市西新涯町二丁目一〇番一一号
代表者の氏名 代表取締役 梶原 聡一
イ 退店のため削除

4 変更年月日
令和元年四月一日ほか

二 届出年月日
令和三年五月二十六日

三 縦覧の期間及び場所
1 縦覧の期間

令和三年六月二十五日から同年十月二十五日まで
2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課

令和3年6月25日 岡山県公報 第12305号

〔二五〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年六月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ライフガーデン総社南

所在地 総社市中原字東原八〇六番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 ダイワロイアル株式会社

住所 東京都千代田区飯田橋二丁目一八番二号

代表者の氏名 代表取締役 伊藤 光博

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前） 名称 （仮称）総社複合商業施設

（変更後） 名称 ライフガーデン総社南

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 ダイワロイアル株式会社

住所 東京都千代田区飯田橋二丁目一八番二号

代表者の氏名 代表取締役 原田 健

（変更後） 名称 ダイワロイアル株式会社

住所 東京都千代田区飯田橋二丁目一八番二号

代表者の氏名 代表取締役 伊藤 光博

4 変更年月日

令和三年四月一日

二 届出年月日

令和3年6月25日 岡山県公報 第12305号

令和三年六月七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和三年六月二十五日から同年十月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和3年6月25日 岡山県公報 第12305号

〔二五一〕令和三年六月二十四日をもって、第四十八期岡山県労働委員会委員のうち労働者委員に欠員が生じたので、補欠労働者委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、次のとおり当該委員の候補者（以下「候補者」という。）の推薦を求める。

令和三年六月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 候補者の推薦資格を有するもの

岡山県の区域内のみに組織を有する労働組合（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）の適用を受けるものを含む。）のうち、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の岡山県労働委員会の証明を受けたもの

二 候補者となる資格を有する者

労働組合法第十九条の十二第六項において準用する同法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者

三 補欠労働者委員の数及び任期

- 1 委員の数 一名。ただし、推薦する候補者の数は、制限しない。
- 2 任期 任命の日から令和四年十一月二十七日まで

四 提出書類

- 1 推薦書（様式）
 - 2 候補者の履歴書
 - 3 労働組合法施行令第二十一条第三項の規定による岡山県労働委員会の証明書
- 五 書類の提出期限

令和三年八月十三日（金）。なお、郵送の場合、同日までに到着したものに限り、受け付ける。

六 書類の提出先

岡山県産業労働部労働雇用政策課（岡山市中区古京町一丁目七番三十六号）

令和3年6月25日 岡山県公報 第12305号

様式

令和 年 月 日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太 殿

所 在 地

労 働 組 合 の 名 称

代 表 者 の 氏 名 印

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により，第48期岡山県労働委員会補欠労働者委員候補者として次の者を推薦します。

記

ふ り が な 氏 名	生 年 月 日 （ 年 齢 ）	所属労働組合名及び所属職場名 並びにこれらにおける地位	略 歴	備 考

令和3年6月25日 岡山県公報 第12305号

〔二五二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年六月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市小寺字兎登木七七九一五、七七九一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井尻野二五八エバーグリーンオークB棟二〇一号室

竹内 大志

竹内美恵子

三 許可年月日及び許可番号

令和三年三月九日岡山県指令建指第四三四号

令和3年6月25日 岡山県公報 第12305号

〔二五三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年六月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市西中字井尻一―二―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区牟佐一三六六一―リビング牟佐二〇二号室

大本 篤賜

大本 彩華

三 許可年月日及び許可番号

令和三年三月四日岡山県指令建指第四二二号

〔二五四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年六月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市小寺字千原二九一―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社八〇九一―ランドマーク元町A一〇二号

應武 一生

三 許可年月日及び許可番号

令和三年四月二十一日岡山県指令建指第二一号

令和3年6月25日 岡山県公報 第12305号

〔二五五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年六月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字宮後八九―一二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中原八六―一フェリシダ矢蔵Ⅳ二〇三号

太安 元気

太安 円香

三 許可年月日及び許可番号

令和三年五月十四日岡山県指令建指第四七号

令和3年6月25日 岡山県公報 第12305号

〔二五六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年六月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字三軒屋二六九―二、二六九―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市南溝手三七三

宇田津文彦

三 許可年月日及び許可番号

令和三年四月九日岡山県指令建指第一一号

令和3年6月25日 岡山県公報 第12305号

〔二五七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年六月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字東鴻崎四四九―一二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区小山五五六―一ラ・クレール小山一〇一

釘嶋 一弥

三 許可年月日及び許可番号

令和三年四月八日岡山県指令建指第一〇号

令和3年6月25日 岡山県公報 第12305号

〔二五八〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和三年六月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名

令和三年度ICT支援員等配置業務委託

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和三年五月二十四日

四 落札者の氏名及び住所

西日本電信電話株式会社岡山支店

岡山市北区中山下二丁目一番九〇号

五 落札金額

一五五、六五〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一四、一五〇、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札の公告を行った日

令和三年四月三十日

〔二五九〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和三年六月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県警察ヘリコプターの12か月特別点検、整備及び修理

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び岡山県警察ヘリコプターの12か月特別点検、整備及び修理作業仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和3年度に県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年岡山県告示第40号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 作業を行う工場がアグスタ式A109E型のレオナルド社認定整備工場であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226－7538（直通）

(2) 申請書の提出期限

令和3年7月20日（火）午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234－0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和3年6月25日（金）から同年8月6日（金）まで（岡山県の休日を含める）

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

（1）の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、（1）の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ200グラムであるので、注意すること。

（3）入札書の受領期限

令和3年8月18日（水）午後4時

（4）開札の日時及び場所

令和3年8月19日（木）午前11時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部庁舎2階入札室

5 その他

（1）入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

（3）契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

（4）入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和3年8月6日（金）午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

（5）入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

12th month special inspection and repair of Okayama Prefectural Police
helicopter

(2) Contract period :

From the date of contract through 31 March, 2022

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 18 August, 2021

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext.2242

令和3年6月25日 岡山県公報 第12305号

〔二六〇〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和三年六月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 借入件名及び数量

OP・WAN基幹系システムサーバ機器 一式

二 借入期間

令和四年三月一日から令和九年二月二十八日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部情報管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和三年六月十四日

五 落札者の名称及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社 岡山営業所

岡山市北区下石井二丁目二番五号

六 落札金額

三七一、一一二、七二〇円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和三年四月三十日

◎岡山県人事委員会規則第九号

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月二十五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表高梁市の部市長部局の項中「課長代理 室長代理 参事」を「所長 課長代理 室長代理 所長代理 参事」に、「総務係長」を「検査室長 総務係長」に改め、同部教育委員会の項中

文化センター	所長 所長代理 副所長
文化交流館	館長 副館長
総合文化会館	館長 副館長

を

文化センター	所長 所長代理 副所長
--------	-------------

に改め、同表真庭

市の部市長部局の項中「振興局長」を「振興局長 次長」に改め、同部教育委員会の項中「主任（教育総務課に属する者で人事又は給与の事務を行うものに限る。）」を「主任（教育総務課に属する者で人事又は給与の事務を行うものに限る。） 主事（教育総務課に属する者で人事又は給与の事務を行うものに限る。）」に改め、同表矢掛町の部町長部局の項中「課長 参事」を「総合政策監 課長 参事」に、「財政管財係長」を「財政係長 管財係長」に改め、同表美咲町の部町長部局の項中「課長 室長」を「政策推進監 課長 室長 所長」に、「総務課長補佐」を「所長代理」に、「園長」を「園長 副園長 園長代理」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

令和三年六月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
心の宴	斎藤 誠吾	斎藤 芳江	浅口市鴨方町六条院西三四五四―二	令和三・五・二六
さとうかずま後援会	佐藤 数真	佐藤 麻衣	〃 鴨方町鴨方一九〇八一―	〃 五・一八

◎岡山県選管告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

令和三年六月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
岩田けいいち後援会	岩田 恵一	会計責任者の氏名	岩田 恵一	土方 良政	令和三・五・一
全日電工連政治連盟岡山	瀬戸口 香	代表者の氏名	瀬戸口 香	清原 三郎	〃
県支部					五・二五
津神けんたろう後援会	近藤 美喜夫	〃	近藤 美喜夫	甲野 重通	〃
中谷祐輔後援会	中谷 昭	主たる事務所の所在地	美作市平田二三三	美作市平田二三一二	五・一九
〃	〃	会計責任者の氏名	草刈 義友	下山 武則	〃
花川ひろし後援会	山岡 美喜	代表者の氏名	山岡 美喜	山岡 準一	五・二一

◎岡山県選管告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

令和三年六月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

岡山県改革協議会

高橋 徹

令和三・五・一〇

金谷たか子後援会

金谷 高子

〃 五・二〇

木下けんじ後援会

牧山 政雄

令和元・一二・三一

小西義己後援会

小橋 武史

令和三・五・一六

仲田康豊後援会

千原 榮

〃 四・三〇

福井あきら後援会

鳥越 重一

〃 五・一

福井莊助後援会

平井 勝三郎

〃 〃

◎岡山県選管告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。
令和三年六月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

政治資金規正法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

金谷 高子

資金管理団体の名称

金谷たか子後援会

資金管理団体で

なくなった年月日

令和三・五・二〇

令和3年6月25日 岡山県公報 第12305号

◎岡山県公安委員会告示第百二号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第三条第一項の規定により、公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センターの代表者を次のとおり変更する旨の届出があつた。

令和三年六月二十五日

岡山県公安委員会

一 変更内容

1 変更前

代表者 伊藤 敦哉

2 変更後

代表者 那須 信行

二 変更年月日

令和三年六月一日

令和3年6月25日 岡山県公報 第12305号

◎岡山海区漁業調整委員会公示第二号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百三十一回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和三年六月二十五日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 井 本 瀧 雄

一 日時

令和三年七月六日（火）

午後一時三十分から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリティまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 漁場計画の樹立について

第二号議案 委員会指示について

二	行
第二十六条の二第一項	誤
第二十六条の二第二項	正

〔七〕令和三年六月十五日付け公布岡山県告示第三百六十三号（保安林の指定の解除）に誤りがあつた。